

日本福祉大学

「災害時要支援学生」
減災支援ガイドライン

2024 年 9 月

Ver.3

日本福祉大学学生部・学生支援センター

— 目 次 —

第1章 趣旨

- 1 本ガイドラインの目的
- 2 災害時における要支援学生のかえ方

第2章 災害時における要支援学生のかつのタイプと必要な対応

- 1 5つのタイプの分類と災害時に必要な対応

第3章 要支援学生のか避難支援に向けた体制整備の項目

第4章 要支援学生のか把握について

第5章 個別避難計画書の作成と各障害種別のか対応事項

- 1 視覚障害
- 2 聴覚障害
- 3 肢体障害
- 4 病弱・虚弱
- 5 発達障害(神経発達症候群)
- 6 精神障害

第1章 趣旨

1 本ガイドラインの目的

災害時に支援や配慮を必要とする学生が、キャンパス内で避難生活をおこなうことを想定した対応指針であり、減災にむけた教育的内容として編纂する。

2 災害時における要支援学生(災害時要支援学生)の考え方

学生支援センターに修学上の配慮希望を提出している学生に加え、慢性疾患、運動制限等、医療的ケアが必要な学生、服薬が必要な学生、食物アレルギーがある学生、言語や食事・生活習慣などで配慮が必要な留学生など、避難生活において、支援や配慮が必要になってくる学生を「災害時要支援学生」として位置づける。

3 自主的な防災・減災活動

災害時に自らの「いのち」をまもり、生き続けるためには、一人ひとりが自覚して避難することであり、避難所等での生活を乗り越えることである。そのために平時からの備えが必要である。他者が「なんとかしてくれる」という依存的な姿勢ではいけない。そのことを自覚するためにも、このガイドラインを活用してほしい。

4 全ての学生が自分事として考える

災害時に何等かの支援が必要な学生たちのことを知り、ふだんからも意識しておくことが、「ふくし」を学ぶ日本福祉大学の学生たちには求められる。他人事にするのではなく、自らのこととして備えておくことが大切である。

第2章 災害時における要支援学生の5つのタイプと必要な対応

1. 5つのタイプの分類と必要な対応

災害時における要支援学生のタイプを次のとおり分類する。

	分類	大学が避難所となった場合に 必要な対応
タイプA (医療ケア)	医療的ケアの必要な学生 (慢性疾患、運動制限、定期的な治療を受けている学生が含まれる) タイプAの中でも、対応の順位として、A-1、A-2に分ける タイプA-1 緊急で医療機関につなげる必要がある学生 タイプA-2 出来るだけ早く医療機関につなげる必要がある学生	・医療機関・自治体等への連絡 ・医療機関への搬送 ・安静室の確保
タイプB (服薬)	服薬をしている学生 (てんかん、各種治療薬、抗うつ剤の処方を受けている学生が含まれる)	・不足している薬の確認 ・不足していれば医療機関・自治体等への連絡・補給 ・安静室の確保
タイプC (配慮希望)	日常生活において支援や配慮が必要な学生 (食事やトイレ、移動等の生活支援、情報保障、集団の中でのコミュニケーションや情報収集の面で困難さがある学生等が含まれる)	・肢体障害／介護ベッド・トイレ等の整備、ヘルパーによる介助 ・聴覚・視覚障害／Gメールでの情報提供、避難生活時における情報保障 ・安静室の確保
タイプD (災害時のみ)	災害時のみ支援が必要な学生 (平時の生活において支援は必要ないが、避難時において留意が必要な学生、食物アレルギー等の学生が含まれる)	・アレルギー食への対応 ・安静室の確保
タイプE (留学生)	留学生 (宗教上の配慮、情報収集等の面で配慮が必要な学生が含まれる)	・宗教や信条の面での配慮 ・礼拝スペースの確保 ・飲食の配慮 ・避難行動・避難生活における情報保障

第3章 要支援学生の避難支援に向けた体制整備の項目

①	学内支援体制 (平時)	学生本人からの申告に基づき、災害時に必要な支援を把握したうえで、必要な範囲で関係の教職員等で共有できるようにする。(→学生部は、各窓口へ届け出があった情報を集約し、全体とキャンパスごとに整理して、各キャンパスの事務室が確認できるように配置する。) (→学生部は、要支援者の情報を集計して、支援ニーズを量的に把握し減災連携・支援機構に報告する。) 安否確認システムと突合するために、要支援学生情報のエクセル一覧を作成しておく(学生支援センター・学生部) 避難方法と経路を学生から情報提供を、及び被災場面に応じた支援方法を決めておく。(→学生支援センターで個別に対応する) 緊急時の所在や安否情報の体制を構築し、関係者間で連絡手順を確認しておく。(2024 年度は災害時安否確認システムの登録を促し、nfu.jp の緊急連絡先の更新を徹底する)
②	設備・訓練等 (平時)	避難時に必要な設備・機材等を適切な場所に配置し、使用方法を周知した上で、シミュレーションをしておく。(→2024 年度は学生支援センターが安全の日避難訓練で確認する) 教職員や周囲の学生を対象とした理解啓発講座や、障害のある学生自身の減災意識を高めるための防災教育を実施する。(→2024 年度は学生支援センターが安全の日に実施する) 緊急時に、必要な支援の要望を周囲に適切に伝えることができるよう、本人の主体性を育てると共に具体的な方法を確認しておく。(→学生支援センターで個別に対応する) 下宿先からの避難は、学生が自力でおこなえるようにするために、アパート近隣のインフォーマルな支援を巻き込んだ訓練を実施する。(→学生支援センターが安全の日避難訓練で計画を確認する。実際の訓練実施については検討する)
③	災害時の連絡先の確認 (平時)	災害時の医療機関・支援機関等の連絡先を確認できるよう学生に情報提供をおこなう。災害時の拠点病院、キャンパス周辺医療機関等の情報を把握する。(→保健室で把握する) 学生がアパートの大家(指定下宿であれば、近隣の複数の大家)と連絡が取れるようにしておく。(→学生課で対応する)
④	情報取得・配信 (平時)	大学から学生への連絡手段となるツールが G メールとなることを決めておく。(→また、安否確認システム、G メール以外の連絡方法の確保も併せて呼びかける:例:学生支援センターの公式 LINE)

⑤	安否確認 (災害時)	災害時安否確認システムの回答と要支援学生情報の突合作業により確認する。
⑥	避難生活	72 時間の避難生活を想定して、5つのタイプの種別に合わせて対応する。(→災害対策本部) 医療機関・自治体への連絡、医療機関への搬送の準備。(→災害対策本部、保健室) 必要な学生の服薬情報を確認する(2025 年度から保健室) 可能な範囲でアレルギー食の対応ができるよう準備する。(→災害対策本部、本人) ヘルパーによる介助体制をとれるように調整をする。(→災害対策本部、本人、学生支援センター) 避難・救援情報に対する情報保障(文字、音声)を整える。(→災害対策本部、学生支援センター) 安静室等を確保する。(→災害対策本部、保健室)

第4章 災害時要支援学生の把握について

災害時要支援学生(タイプ A、B、C、D、E)に該当する学生たちは、大学に自ら申請をして、登録を行う。

	美浜キャンパス	半田キャンパス	東海キャンパス	様式
A(医療ケア) B(服薬) D(災害時のみ)	保健室(各キャンパスに窓口あり)			保健室が把握し健康管理システムに追記
C(配慮希望)	学生支援センター(同上)			個別避難計画書
E(留学生)	学生課	半田事務室	東海事務室	個別避難計画書

申請にあたってはオリエンテーションを受講したうえで申請する

A・B・D については、保健室に申請し、保健室が把握して健康管理システムに追記する。

C については、本人が納得した上で「個別避難計画書」を学生支援センターと相談しながら作成し提出する。

E については、本人が納得した上で「個別避難計画書」を各キャンパスの留学生窓口で相談しながら作成し提出する。

「個別避難計画書」の提出にあたっては、提出された情報について大学関係者が共有することについて同意した場合は、本人同意の署名欄にサインする。

「個別避難計画書」は、①学生個人に関する情報、②災害時に必要な支援内容、③日常的に本人が備えておくこと、④災害発災時に大学までの避難方法などで構成されている。この計画書を、もしものときを想定しながら記載してみることで、防災・減災意識を高めることが大切である。

大学は学生から提出された「個別避難計画書」について、必要な相談にのるなど内容について確認を行う。その上で＊管理体制を整える。

発災時に適切な対応ができるように、学内での情報の共有化、当該学生の安否確認、その後の必要な支援方策について、関係部署により整えておく。

(→各窓口は、提出があった情報を一覧化して、個別避難計画書と一緒に持ち出し可能な状態で保存する)

→各窓口は、一覧化した情報を学生課に提出する。

→学生課は、一覧化した情報を集約し、避難所ニーズを整理して減災・防災連携機構会議に報告する。

→学生課は、一覧化した情報を各キャンパスの事務室に共有する。

→各キャンパスの事務室は、避難所開設時に一覧化した情報を災害対策本部で活用できるよう調整する。

災害時要支援学生の把握の流れ

	美浜キャンパス	半田キャンパス	東海キャンパス	その他
3月～4月	防災・減災オリエンテーション			
4月～5月	学生)個別避難計画書の作成(各窓口へ)			
	保健室 学生支援 C 学生課	保健室 学生支援 C 半田事務室	保健室 学生支援 C 東海事務室	
6月	一覧化して提出	一覧化して提出	一覧化して提出	
	学生課での情報集約 → 保管・概況報告・減災連携・支援機構へ提出			
7月～	Googleドライブで保管 → 各キャンパス事務室へ共有			
	美浜事務室	半田事務室	東海事務室	
発災時	災害対策本部 → 情報を管理・活用			

第5章 個別避難計画の策定と障害種別の対応事項

「個別避難計画書」を申請することで、大学や誰かが必ず助けてくれる、必要な支援が全て受けられるということではない。自分の命を守るは自分の力であることから、災害発災時に自らどう動き、何を備えておかなければならないのか、「そのとき」を「想像」し、そのときに備えておくことが、このガイドラインを活用する目的である。

<作成上の留意点>

大規模地震等の災害時において、帰宅が困難になった場合、キャンパス内で3日間の避難生活ができるように考える。ただし災害の規模によっては、10日間以上の避難生活も想定

大学内にいる場合、および下宿アパートにいるときに大規模地震が発災した場合の避難所までの避難経路について記入する。

一人暮らしの場合、自分が住むアパートの、第1次避難場所、避難所がどこになるのかを確認する。

<タイプC 日常生活において支援や配慮が必要な学生の対応事項>

1. 視覚障害

○直面する主な問題

- 1) 避難生活時に必要な情報を得ること
- 2) 周囲の状況を把握し安全に避難すること

○必要な支援等

- 1) 避難時、避難生活時における情報保障(Gメール、音声)の体制を組む。
- 2) 大学ウェブサイトのアクセシビリティを確保し、大学から発信される各種情報が視覚障害学生にも確実に伝わるようにする
- 3) キャンパス内で避難生活をする際の移動支援

2. 聴覚障害

○直面する主な問題

- 1) 音声として放送される避難や救援情報の文字化
- 2) 他者への意思表示

○必要な支援等

- 1) 避難時における情報保障(Gメール、ホワイトボード等)の体制を組む
- 2) 学生が初対面の人々に意思表示が伝えられるようにコミュニケーション・ツールを備えておく。停電下においてスマートフォンが使用できなくなることを想定して、繰り返し使用できる筆談用ボードやタブレットの準備

3. 肢体障害

○直面する主な問題

- 1) 発災時のキャンパスへの避難
- 2) 避難生活時の介助者
- 3) 宿泊可能な環境・設備

○必要な支援等

- 1) キャンパスに自力で避難できるよう、平時において共助の関係を構築する。
- 2) キャンパス内で避難生活を送る際の、移動、食事、排せつ等の介助者を組む

- 3) 避難生活空間と対応トイレとの導線確保
- 4) 介助ベッドの整備

4. 病弱・虚弱

○直面する主な問題

- 1) 慢性疾患を持った学生への医療の提供
- 2) 薬物治療(携帯型酸素ボンベを含む)を継続的に行なう必要のある学生の薬剤等の確保
- 3) 食物アレルギーのある学生への配慮

○必要な支援等

- 1) 自治体への連絡、医療機関への搬送
- 2) 服薬している薬の状況の確認
- 3) アレルギーに対応した非常食などの配給

5. 発達障害(神経発達症群)

○直面する主な問題

- 1) 予期せぬ状況下における判断の困難さ
- 2) 集団生活の中でのコミュニケーションの取り方
- 3) 周囲が障害特性を理解することの難しさによる2次的な被災

○必要な支援等

- 1) 避難生活での行動とこれからの見通しについて、本人と一緒にして手順を確認する。本人の安心感につながる情報を提供
- 2) (集団生活と分ける選択も含めて)静かな環境となる別室の設置

6. 精神障害

○直面する主な問題

- 1) 非日常な環境における不安症状や睡眠障害のリスク
- 2) 集団生活におけるストレスや症状の悪化
- 3) 服薬を継続的に行なう必要のある学生の薬剤等の確保

○必要な支援等

- 1) 避難生活において、症状が悪化しないよう静かな環境となる別室を確保
- 2) 服薬している学生は、不規則にならぬよう薬の回数や量に留意

<タイプ E 留学生 検討が必要なポイント>

○直面する問題

- 1) 言語の違いによる情報伝達の遅滞
- 2) 集団生活における生活習慣等の違いによるストレス
- 3) 宗教上の食事制限がある方の避難所での食事への配慮

○必要な支援

- 1) 避難所運営に関し誰でも平等に意見を言えるようなルールづくり
- 2) 多様なニーズに対応した避難所備蓄の検討

以上